

# 消費税率引上げ再延期による社会保障への影響

厚生労働委員会調査室 寺澤 泰大

平成 28 年 6 月 1 日、第 190 回国会（常会）の論戦の幕が閉じられたその日の夜、安倍内閣総理大臣は記者会見を開き、消費税率 10% への引上げを平成 31 年 10 月まで更に 2 年半延期することを表明した<sup>1</sup>。消費税率引上げの延期表明は約 1 年半ぶり 2 回目である。

社会保障・税一体改革に基づき、消費税率引上げによる増収分の全額<sup>2</sup>は社会保障に充てられる。このため、消費税率引上げが再び延期されれば、その間、引上げ分の税収が得られず、当初予定していた社会保障の施策への影響は避けられない。

本稿は、消費税率引上げの再延期が社会保障の施策に与える影響について、前回の延期時の対応<sup>3</sup>に加え、現在勘案すべき状況を踏まえて整理するとともに、今後の社会保障制度改革への対応について検討するものである。

## 1. 前回の消費税率引上げ延期に伴う対応

### （1）社会保障・税一体改革による当初の見込み

平成 24 年の民主・自民・公明 3 党合意に基づく社会保障・税一体改革では、当初、消費税率を平成 26 年 4 月に 5 % から 8 % へ、平成 27 年 10 月に 10 % へ引き上げることとしていた。これにより、当初の段階では、消費税率が 10 % となって税収が満年度化<sup>4</sup>する平成 29 年度に増収分（5 % 分）が 14 兆円程度となると見込まれていた<sup>5</sup>。

増収分については、まず、基礎年金国庫負担割合を 2 分の 1 とする措置に 3.2 兆円程度を振り向けた上で、残額を、満年度の「社会保障の充実<sup>6</sup>」及び「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増<sup>7</sup>」と「後代への負担のつけ回しの軽減<sup>8</sup>」がおおむね 1 : 2 の比率となるよう按分することとされている。これにより、「社会保障の充実」に 2.8 兆円程度、「消費税率引上げに伴う社会保障 4 経費の増」に 0.8 兆円程度、「後代への負担のつけ回しの軽減」に 7.3 兆円程度をそれぞれ振り向けるとされていた（図表 1）。

<sup>1</sup> 安倍総理記者会見（平 28. 6. 1）。会見全文は首相官邸ウェブサイト<[http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/statement/2016/0601kaiken.html](http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/0601kaiken.html)>参照。（平 28. 6. 21 最終アクセス）

<sup>2</sup> 国分の消費税収は全額社会保障財源化。地方分の消費税収は従来の地方消費税 1 % 分を除き社会保障財源化。

<sup>3</sup> 前回の消費税率引上げ延期に伴う社会保障への影響の詳細については、杉山綾子「消費税率引上げ延期による『社会保障の充実』への影響」『立法と調査』No. 362（平 27. 3）参照。

<sup>4</sup> 国の会計年度と消費税を納税する者の事業年度が必ずしも一致しないこと等により、ある年度に消費税率を引き上げても増収分の満額が歳入となるのは翌年度以降となる。

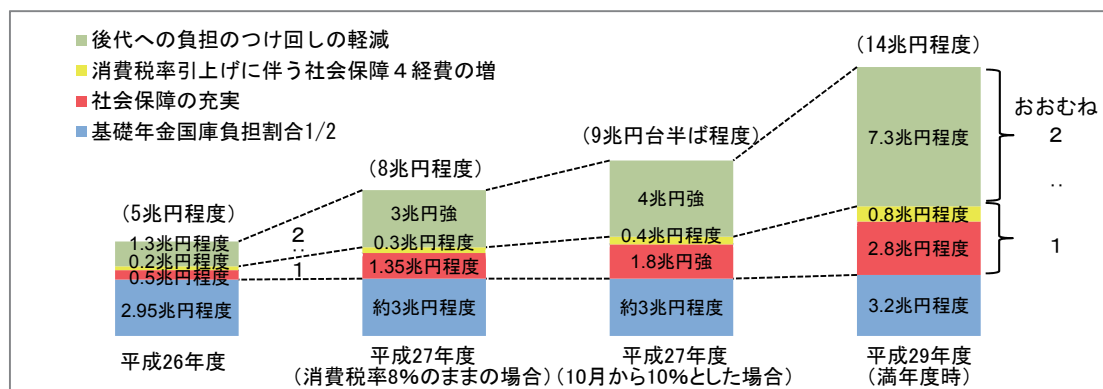
<sup>5</sup> 消費税率 1 % 当たりの増収額は約 2.7 兆円～2.8 兆円とされている。以下、金額は特に断りのない限り公費（国及び地方）の額。

<sup>6</sup> 基礎年金国庫負担割合 2 分の 1 への恒久的引上げ等による社会保障の安定化のほか、子ども・子育て支援の充実、医療・介護の充実、年金制度の改善といった社会保障の充実を行うこととされている。

<sup>7</sup> 社会保障 4 経費である年金、医療、介護、子育てについての物価上昇に伴う増。

<sup>8</sup> 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費に充てるもの。

図表 1 消費税増収分の使途の見込み（平成 26 年 10 月時点）



(出所) 財務省主計局「消費税増収分の使途について」(平 26.10.8 財政制度等審議会財政制度分科会資料) から作成

(注) 金額は公費ベース(国・地方の合計額)。なお、上記の金額は資料作成時点における案

消費税増収分については、平成 26 年度及び 27 年度については消費税収 1 % 当たり 2.7 兆円、29 年度については 1 % 当たり 2.8 兆円とそれぞれ仮定し機械的に試算されている。

なお、消費税率を 10%に引き上げた場合でも、社会保障 4 経費に充てられる消費税収は消費税率 5 %段階での税収分<sup>9</sup>を含めて計 25.2 兆円である。一方、社会保障 4 経費に要する額は 44.5 兆円であり、その差額は 19.3 兆円に及ぶ<sup>10</sup>。

(2) 前回の消費税率引上げ延期

平成 26 年 11 月 18 日、安倍総理は記者会見を開き、消費税率 10%への引上げを当初予定の平成 27 年 10 月から平成 29 年 4 月まで 1 年半延期することを表明した<sup>11</sup>。その後、衆議院総選挙を経て、平成 27 年の第 189 回国会（常会）において消費税率引上げ延期等の内容を含む所得税法等改正案が成立し<sup>12</sup>、消費税率 10%への引上げ延期が確定した。

当初の見込みでは、平成 27 年 10 月に消費税率を 10%に引き上げた場合、平成 27 年度における消費税増収分は 9 兆円台半ば程度となり、そのうち 1.8 兆円強を「社会保障の充実」に充てるとされていた。しかし、引上げ延期により、同年度において「社会保障の充実」に充てられるのは約 1.35 兆円にとどまることになった（図表 1）。これにより、施策の優先順位付けが必要となり、以下の施策が先送りないし一部実施となった。

## ア 年金生活者支援給付金の支給

平成 24 年 11 月に成立した年金生活者支援給付金支給法<sup>13</sup>により、低所得の年金受給者<sup>14</sup>に対する福祉の給付として、保険料納付済月数に応じて最大月額 5,000 円（基準額。

<sup>9</sup> 従来の地方消費税1%分を除く。

<sup>10</sup> 計数は平成 26 年における平成 29 年度時点の見込み。社会保障制度改革推進会議事務局「社会保障の安定財源確保」（平 26.7.17 社会保障制度改革推進会議）

<sup>11</sup> 安倍総理記者会見（平26.11.18）。会見全文は首相官邸ウェブサイト<[http://www.kantei.go.jp/jp/96\\_abe/2014/1118kaiken.html](http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/2014/1118kaiken.html)>参照。（平28.6.21最終アクセス）

<sup>12</sup> 所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）により、消費税率 10%への引上げ時期が平成 27 年 10 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日に延期されるとともに、「景気判断条項」が削除された。

<sup>13</sup> 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）

14 住民税が家族全員非課税で、前年の年金収入＋その他の所得の合計額が老齢基礎年金満額（平成 28 年度で約 78 万円）以下である者。

年額 60,000 円) の年金生活者支援給付金が支給されることとされた<sup>15</sup>。対象者数は計約 790 万人<sup>16</sup>、所要額(国費)は平成 27 年度に約 1,900 億円、平年度で約 5,600 億円と見込まれていた。

この給付金の施行は、消費税率 10%への引上げの時期と規定されている<sup>17</sup>。このため、引上げ延期と連動して同給付金の支給も先送りとなった。

## イ 年金受給資格期間の短縮

平成 24 年 8 月に成立した年金機能強化法<sup>18</sup>により、将来の無年金者の発生を抑制するため、年金受給資格期間を現行の 25 年間に短縮することとされた。この措置により年金受給につながると考えられる者の数は約 17 万人、所要額(国費)は平成 27 年度に 75 億円、平年度で約 300 億円と見込まれていた<sup>19</sup>。

受給資格期間の短縮の施行は、消費税率 10%への引上げの時期と規定されている<sup>20</sup>。このため、年金生活者支援給付金と同様、引上げ延期と連動して実施が先送りとなった。

## ウ 低所得者の介護保険料の軽減

介護保険制度において、65 歳以上の者は第 1 号被保険者として所得に応じた保険料を負担する。保険料の算定は原則として、本人が市町村民税非課税(世帯に課税者あり)かつ本人の年金収入等が 80 万円超の者を基本とし、これに所得段階に応じて設定された倍率を掛けることによって行う(図表 2)。

このうち、低所得である第 1 段階から第 3 段階の者について、消費税率 10%への引上げによる増収分から公費を投入し、平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法<sup>21</sup>に基づいて保険料の軽減を図ることとされていた(図表 2 中の②)。対象者は計約 1,130 万人であり、所要額は約 1,400 億円と見込まれていた。

しかしながら、引上げ延期により、第 1 段階の者のみ軽減の対象とするとともに、軽減の幅も 0.3 倍から 0.45 倍に縮小して実施することとなった(図表 2 中の①)。これに要する額は平成 28 年度において 218 億円である<sup>22</sup>。

<sup>15</sup> 老齢年金受給者、障害年金受給者及び遺族年金受給者にそれぞれ支給される。なお、1 級の障害基礎年金受給者に対しては月額 6,250 円が支給される。また、所得基準を上回る一定範囲の者に補足的な老齢年金生活者支援給付金が支給される。

<sup>16</sup> 老齢年金生活者支援給付金の対象者は約 500 万人、補足的な老齢年金生活者支援給付金の対象者は約 100 万人、障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の対象者は約 190 万人(平成 24 年時点の推計)。

<sup>17</sup> 年金生活者支援給付金支給法は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日」すなわち消費税率 10%への引上げ時期から施行することとされている。このため、施行を消費税率 10%への引上げ時期と連動させる限り、法改正を要しない。

<sup>18</sup> 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 62 号)

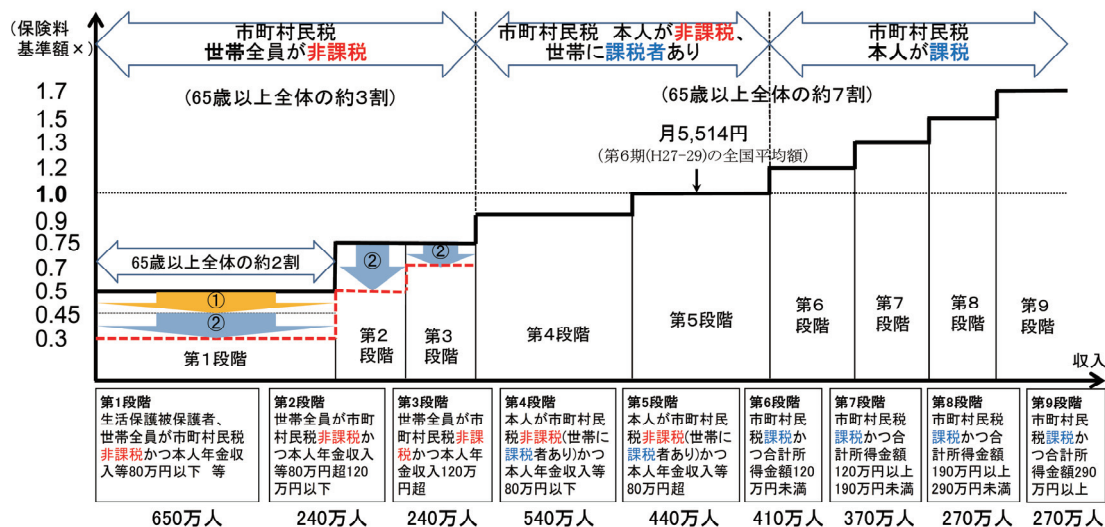
<sup>19</sup> 平成 24 年時点の推計

<sup>20</sup> 年金機能強化法において、年金受給資格期間の短縮は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日」すなわち消費税率 10%への引上げ時期から施行することとされている。このため、施行を消費税率 10%への引上げ時期と連動させる限り、法改正を要しない。

<sup>21</sup> 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)

<sup>22</sup> 平成 27 年度においては 221 億円

図表 2 低所得者の介護保険料軽減措置



(出所) 厚生労働省政策統括官(社会保障担当)「介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化」(平28.4.21第6回社会保障制度改革推進会議資料)から作成

(注) 被保険者数は平成27年10月1日現在の人口推計を基に算出されている。

## 2. 消費税率引上げ再延期に伴って想定される影響

### (1) 消費税率10%時の実施事項の再延期

安倍総理は引上げ再延期を表明した際、「社会保障については給付と負担のバランスを考えれば、(中略)引き上げた場合と同じことを全て行うことはできない」と述べた<sup>23</sup>。平成29年度以降において施策の優先順位付けがどのように行われるのかは現時点(平成28年6月21日現在)では必ずしも明らかではないが、今後、消費税率引上げ再延期のための法改正が行われるとともに、年金生活者支援給付金の支給及び年金受給資格期間の短縮の施行期日が消費税率10%への引上げ時期に連動する形で維持され、かつこれらの実施のための特段の予算措置等が行われない場合には、前回の延期時と同様、年金生活者支援給付金の支給及び年金受給資格期間の短縮の実施も先送りされることになる。その場合、年金生活者支援給付金の支給については約790万人が、年金受給資格期間の短縮については約17万人が影響を受ける<sup>24</sup>。

また、低所得者の介護保険料軽減措置の完全実施についても、そのための財源が別途確保されなければ行われない。その場合、保険料第2段階及び第3段階の計約480万人が追加的な軽減措置を受けられず、第1段階の約650万人が限定的な軽減措置にとどまる状態が続く。

<sup>23</sup> 安倍総理記者会見(平28.6.1)

<sup>24</sup> なお、年金受給資格期間の短縮については批判がある。山崎泰彦(元社会保障制度改革国民会議委員)は、「今まで25年という資格期間が、かろうじて保険料を納め続けることへのインセンティブとなってい」たが、「それが10年に短縮されることによって薄まるのが懸念」と指摘している。また、宮武剛(同)は、「年金史上まれにみる悪法」であり、「結果として低年金者を大量生産する恐れが極めて強い」と指摘している。宮武剛・山崎泰彦・原勝則「社会保障改革の評価と今後の課題・行方(座談会)」『週刊社会保障』No. 2856(平28.1.4)35頁



## （２）当面对応が必要な事項

今回、引上げが再延期されれば、前回の延期による期間を加えて計４年間にわたって増収分が得られない期間が生じることになる。そして、今後の対応をより難しくしているのは、前回の延期後、追加的な財源を必要とする課題が新たに浮かび上がっていることである。さらに、延期している期間中も社会保障のニーズは増加し続けており、それに対応するための社会保障改革も既に実施され始めていることも問題となる。

前者については、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士及び介護人材の処遇改善を始めとする課題等が挙げられる。

後者については、毎年 1 兆円規模で医療費を含めた社会保障給付費が増加している中で<sup>25</sup>、子ども・子育て支援新制度及び医療保険制度改革が既に動き始めていることや、経済・財政再生計画に基づく集中改革期間（平成 28～30 年度）における社会保障関係費の伸びの抑制方針が進められていることが制約条件となる。

以下、当面对応が必要な主な事項を挙げる。

### ア 保育士及び介護人材の処遇改善等の実現

「ニッポン一億総活躍プラン」は、保育士の処遇について、「更なる『質の向上』の一環としての 2% 相当の処遇改善を行うとともに、（中略）キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、現在 4 万円程度ある全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう、追加的な処遇改善を行う」としている。介護人材の処遇については、「平成 29 年度（2017 年度）からキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均 1 万円相当の改善を行う」としている<sup>26</sup>。安倍総理は記者会見で、「保育士、介護職員等の処遇改善など、一億総活躍プランに関する施策については、アベノミクスの果実の活用も含め、財源を確保して優先して実施していく考え」であると述べている<sup>27</sup>。

また、安倍総理は同時に、保育の受け皿 50 万人分の確保について、平成 29 年度までの達成に向け約束どおり実施すること、「介護離職ゼロ」に向けた介護の受け皿 50 万人分の整備もスケジュールどおり確実に進めていくことも表明した<sup>28</sup>。保育の受け皿 50 万人分の確保には約 1,000 億円、保育士及び介護人材の処遇改善には約 2,000 億円を要すると見込まれている。消費税率引上げによる増収分が見込めない中でこれらを優先的に実施するためには、何らかの形で恒久財源を確保する必要がある。

### イ 子ども・子育て支援新制度への対応

平成 27 年度から開始された子ども・子育て支援新制度には、最終的に計 1 兆円超の財源が必要であり、このうち 7,000 億円を消費税増収分から充てるとされている。前回の消費税率引上げ延期の際には、子ども・子育て支援の充実が優先的に取り組む施策の一つとして位置付けられたことにより、増収分が限られる中、平成 27 年度に約 5,000 億円

<sup>25</sup> 国民医療費は平成 23 年度 38.6 兆円、平成 24 年度 39.2 兆円、平成 25 年度 40.1 兆円（厚生労働省「国民医療費の概況」各年度）。社会保障給付費は平成 23 年度 107.5 兆円、平成 24 年度 109.0 兆円、平成 25 年度 110.7 兆円（国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」各年度）。

<sup>26</sup> 障害福祉人材の処遇についても介護人材と同様の考え方に立って予算編成過程で検討するとされている。

<sup>27</sup> 安倍総理記者会見（平 28.6.1）

<sup>28</sup> 安倍総理記者会見（平 28.6.1）

が、平成 28 年度に約 6,000 億円が確保された。

しかし、残る 1,000 億円の確保は引上げが再延期されれば不透明となる上、消費税増収分以外から充てる 3,000 億円の恒久財源についてはいまだ確保のめどが立っていない。上述の保育の受け皿確保などは消費税増収分とは別の財源を調達して実施される可能性もあるが、保育のニーズがピークに達するとされる平成 29 年度末を、消費税増収分が見込めないまま迎えることには変わりがない。

#### ウ 年金生活者等支援臨時福祉給付金に代わる対応

平成 27 年度補正予算及び平成 28 年度予算に基づき、低所得の高齢者及び低所得の障害・遺族基礎年金受給者に対し 1 人 30,000 円の年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給が行われている。所要額（国費）は、高齢者向けと障害・遺族年金受給者向けとを合わせて計約 4,070 億円（事務費含む）である。同給付金は、「賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、（中略）所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成 29 年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成 28 年前半の個人消費の下支えにも資するよう」実施するとされている<sup>29</sup>。

この給付金の支給は 1 回限りであることから、消費税率引上げを再延期した場合の扱いについては決まっていない。ただし、同給付金が「年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけ」を含んだものとされた以上、平成 29 年度以降に年金生活者支援給付金が支給されない期間が生じる場合には、その間に何らかの対応を行うべきとの声上がる可能性もある。仮にそうした対応を行う場合、額や支給対象の設定の仕方にもよるが、相当な規模の財源が必要となる。

#### エ 医療保険制度改革への対応

平成 27 年 6 月に成立した医療保険制度改革関連法<sup>30</sup>により、厳しい財政状況にある国民健康保険への財政支援が進められることとなった。平成 27 年度以降、国民健康保険への財政支援を段階的に拡充し、平成 30 年度以降は毎年約 3,400 億円を国民健康保険に投じることがその柱である。

平成 28 年度において、「社会保障の充実」として消費税財源等から国民健康保険への財政支援の拡充等に充てられるのは計約 2,200 億円である。平成 29 年度には、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入によって生じる国費<sup>31</sup>の増加分が約 1,200 億円となり、その分を財源として見込めるとはいえ、平成 30 年度から都道府県に設置される国民健康保険の財政安定化基金を当初予定どおり 2,000 億円規模で実施するためには、平成 29 年度に基金への積み増しを 1,400 億円規模で行う必要がある。

<sup>29</sup> 一億総活躍担当大臣・総務大臣・財務大臣・厚生労働大臣「『年金生活者等支援臨時福祉給付金』の実施について」（平 27.12.18）

<sup>30</sup> 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）

<sup>31</sup> 被用者保険者間における後期高齢者支援金の按分は、これまで、加入者割（加入人数に応じた按分）と総報酬割（報酬額に応じた按分）とを組み合わせで行っていたが、平成 27 年度以降、総報酬割部分を段階的に拡大し、平成 29 年度以降は全面的に総報酬割とすることとされた。これにより、協会けんぽの負担能力の低さに着目して行われていた国庫補助が投入不要となり、別の財源に充てることができることとなった。当該額は平成 28 年度において約 1,200 億円、平成 29 年度において約 2,400 億円。

加えて、被用者保険における前期高齢者納付金負担の軽減のため、高齢者医療円滑化等補助金（国費）を段階的に拡充することも予定されている。平成 28 年度予算ではこれに 210 億円が充てられているが、平成 29 年度には約 600 億円を要すると見込まれている。

これらを考慮すると、消費税増収分が見込めない状況において医療保険制度改革を予定どおり進めるためには、平成 29 年度において少なくとも 600 億円規模を他の財源から調達する必要がある。

#### オ 経済・財政再生計画に基づく社会保障関係費の伸び抑制への対応

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（骨太方針 2015）の中に位置付けられた経済・財政再生計画において、社会保障関係費（国費）の実質的な増加を集中改革期間（平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間）内に 1.5 兆円程度に抑制する方針が示された。

この方針に基づき、平成 28 年度予算概算要求の段階で約 6,700 億円と見込まれた社会保障関係費の伸び分は、診療報酬のマイナス改定等によって捻出した財源と相殺した結果、約 5,000 億円に抑制された。この対応は平成 30 年度まで継続される見込みであることから、増加を続ける社会保障関係費の伸びを年間 5,000 億円程度に抑制するために、平成 29 年度以降も制度改正等による財源捻出の必要に迫られる。

### 3. 社会保障・税一体改革の行方

#### （1）社会保障分野の削減による費用の捻出

「社会保障の充実」メニューは、消費税増収分のみによって賄われているのではなく、社会保障分野の削減によって捻出した分もその財源に含まれている。例えば平成 28 年度における「社会保障の充実」の合計額は 1.53 兆円であるが、これは、消費税増収分 1.35 兆円に社会保障制度改革プログラム法<sup>32</sup>等に基づく重点化・効率化により捻出した 0.29 兆円を加えた 1.64 兆円から、「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」等の 0.11 兆円を差し引いた額である。したがって、消費税率 10%への引上げによる増収分が見込めないとしても、現実には消費税率 8%までの増収分に加え、既存の施策の削減などによって恒久財源を捻出しながら、「社会保障の充実」のための一定の施策が進められることになろう<sup>33</sup>。

とはいえ、平成 29 年度は通常の診療報酬改定（2 年ごと）及び介護報酬改定（3 年ごと）の該当年度ではなく、社会保障分野での大きな制度改正も、後期高齢者の保険料軽減特例措置の見直し<sup>34</sup>を除き、あらかじめ決まっているわけではない。このため、近年のように、診療報酬・介護報酬改定や生活保護の見直しといった制度改正による財源の捻出<sup>35</sup>は困難

<sup>32</sup> 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）

<sup>33</sup> なお、消費税収の配分について、「後代への負担のつけ回しの軽減」以外の配分を多くすることを考えてもよかったとの指摘もある。横山三加子「記者の目 消費税増税再延期と参院選（上）」『毎日新聞』（平 28.6.9）

<sup>34</sup> 低所得者及び元被扶養者の後期高齢者医療制度保険料について、予算措置により軽減特例が講じられているが、平成 29 年度から段階的に縮小されることとされている。同措置に係る平成 28 年度所要額は 945 億円。

<sup>35</sup> 近年の社会保障制度の見直しによる削減額は、平成 25 年度に生活保護の適正化により▲約 1,200 億円、平成 26 年度に薬価改定や 7 対 1 入院基本料算定病床の要件厳格化等により▲約 1,700 億円、平成 27 年度に介護報酬改定や協会けんぽ国庫補助の見直し等により▲約 1,700 億円、平成 28 年度に薬価改定等により▲約 1,700 億円。

と言われている。その一方で社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」に係る各施策は既に本格的な実施及び拡大の段階に移っており（図表3）、それぞれにおいて一定の額を要することは上記で例を挙げたとおりである。こうした状況においては、これまで議論が分かれていた事項についても検討の俎上に置かれ、費用の削減が模索されるようになると想定される。

例えば、経済・財政再生計画は、外来時の定額負担の導入、医療保険の高額療養費や後期高齢者の窓口負担の在り方の見直し、介護保険の高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方の見直し、公的保険給付の範囲や内容の見直し、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等の介護保険給付の見直し、市販薬類似品に係る保険給付の見直し等といった制度改革事項を挙げている。これらは、平成28年5月18日の財政制度等審議会による建議「『経済・財政再生計画』の着実な実施に向けた建議」でも検討を進める必要があるとされている。

図表3 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」に係る実施スケジュール

|           | 平成26年度   | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度                       | 平成30年度  | 平成31年度     |
|-----------|----------|---------|---------|------------------------------|---------|------------|
| 消費税       | ●8%への引上げ | ○-----> | 1年半延期   | ○----->                      | 2年半延期   | ●10%への引上げ  |
| 子ども・子育て支援 |          | ●       | 5,938億円 | 子ども・子育て支援新制度等                |         |            |
|           |          | ●       | 67億円    | 育児休業中の経済的支援の強化               |         |            |
| 医療・介護     | ●診療報酬改定  | ●介護報酬改定 | ●診療報酬改定 |                              | ●診療報酬改定 | ●介護報酬改定    |
|           | ●(医療分)   | ●(介護分)  | 1,628億円 | 地域医療介護総合確保基金                 |         |            |
|           |          |         | 612億円   | 国保等の低所得者保険料軽減措置の拡充           |         |            |
|           |          | ●       | 2,244億円 | 国保への財政支援の拡充                  |         |            |
|           |          | ●       | 248億円   | 高額療養費の見直し                    |         |            |
|           |          |         |         | ○後期高齢者の保険料軽減特例の見直し           |         |            |
|           |          | ●       | 390億円   | 地域支援事業の充実                    |         |            |
|           | 一部実施     | ●       | 218億円   | 介護保険1号保険料の低所得者軽減強化           |         | 完全実施？      |
|           |          | ●       | 2,089億円 | 難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立等 |         |            |
| 年金        |          | ○-----> |         | ○----->？                     |         | 年金生活者支援給付金 |
|           |          | ○-----> |         | ○----->？                     |         | 受給資格期間の短縮  |
|           | ●        |         | 32億円    | 遺族基礎年金の父子家庭への拡大              |         |            |

（出所）厚生労働省政策統括官（社会保障担当）「社会保障・税一体改革による社会保障の充実に係る実施スケジュールについて」（平28.4.21第6回社会保障制度改革推進会議資料）を基に、平成31年度の欄、消費税率10%への引上げ延期及び平成28年度予算額等を追記し、一部省略して作成

なお、消費税率引上げの代替として、行政の無駄遣いの削減や議員定数の削減が引き合いに出されることがある。これらの議論は排除されるべきものではないが、それによる影響やそれぞれの予算規模<sup>36</sup>を踏まえた上での冷静な議論が必要である。

<sup>36</sup> 消費税率1%当たりの増収額は約2.7兆円～2.8兆円。これに対し、例えば平成28年度における国家公務員人件費（行政機関分。自衛官及び特別機関分を除く）は3兆538億円、衆参両院の予算額は計1,189億円、政党交付金の額は320億円。



## （２）将来世代に負担を先送りせず受益と負担の均衡を図る必要性

前回の消費税率引上げ延期表明の際、安倍総理は「再び延期することはない。ここで皆さんにはっきりとそう断言いたします。平成 29 年 4 月の引き上げについては、景気判断条項を付すことなく確実に実施いたします」と述べた<sup>37</sup>。その後も、「リーマンショック級や大震災級の事態が発生しない限り」、予定どおり平成 29 年 4 月から消費税率を 10%に引き上げることを重ねて明らかにしていた。

ところが今回、安倍総理は、これらの事態が発生していないと認めながら、「新しい判断」により消費税率引上げを再延期すると表明した。また、民進党を始め主要政党も軒並み平成 29 年 4 月の消費税率引上げに反対している。消費税率引上げの先行きは極めて不透明となった<sup>38</sup>。社会保障・税一体改革関連法についても、「もはやご破算にしたのと同じ」との悲観的な見方がある<sup>39</sup>。

ここで、社会保障・税一体改革の理念を振り返ってみたい。民主・自民・公明 3 党により議員立法として提出され、平成 24 年 6 月に成立した社会保障制度改革推進法は、「安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図る」とともに、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする」と規定している<sup>40</sup>。

また、社会保障制度改革推進法に基づき設置された社会保障制度改革国民会議は、平成 25 年 8 月に公表した報告書において、「現在の世代が享受する社会保障給付について、給付に見合った負担を確保せず、その負担を将来の社会を支える世代に先送ることは、財政健全化の観点のみならず、社会保障の持続可能性や世代間の公平の観点からも大きな問題であり、速やかに解消し、将来の社会を支える世代の負担ができる限り少なくなるようにする必要がある」と指摘している。

これらに示されているような、将来世代に負担を先送りせず受益と負担の均衡を図る必要性への認識が、社会保障・税一体改革の議論を通じて国民の間で一定程度共有されたとすれば、こうした認識を無にしないためにも、今後も議論を続ける必要がある。その際、社会保障制度改革プログラム法に基づいて内閣に設置された社会保障制度改革推進会議が果たすべき役割は大きい。同推進会議は、消費税率引上げ再延期の方針表明後には開催されていないが(平成 28 年 6 月 21 日現在)、今後どのような方向性を示すのか、注視したい。

(てらさわ やすひろ)

<sup>37</sup> 安倍総理記者会見（平 26. 11. 18）

<sup>38</sup> 「1 つの内閣が 2 度も延期したわけだから国民から見れば、もう増税はないと約束したのも同然だ」との指摘がある。御厨貴「税制を政局に使った」『朝日新聞』（平 28. 6. 2）

<sup>39</sup> 土居丈朗「財政難は必至 対処必要」『読売新聞』（平 28. 6. 2）

<sup>40</sup> 社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）第 1 条及び第 2 条